

地方自治法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 財務会計制度に関する事項

地方自治法第二百四十三条の規定により私人に徴収又は収納の事務を委託することができる公金の範囲を拡大すること。（第百五十八条第一項関係）

第二 大都市特例に関する事項

指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の付議先を都道府県都市計画審議会から市町村都市計画審議会に変更すること。（第百七十四条の三十九第三項関係）

第三 その他所要の改正を行うこと。

第四 施行期日等

- 一 この政令は、公布の日から施行するものとする。ただし、第二及び第四の二に関する規定については、平成三十年四月一日から施行するものとする。（附則第一項関係）
- 二 その他所要の経過措置を規定するものとする。（附則第二項関係）